

(罰則)

第14条 第12条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、30万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

【要旨】

本条は、第12条の報告徴収に関して違反した者等に対する罰則に関する規定である。

本法の認定を受けた計画に従って事業を行う者が第12条の規定により、経済産業大臣から実施状況について報告を求められた場合において、その違反者（無報告者、虚偽報告者）に対して30万円以下の罰金を課する（第1項）とともに、両罰規定を設けて、その違反行為をなさしめた法人又は人（事業主等）に対しても同様の罰金を科する（第2項）ことにより、第12条の規定による経済産業大臣の報告徴収権の実効性を担保することとしたものである。

【解説】

(第1項)

違反をした行為者を処罰する旨の規定である。経済産業大臣は、第12条の規定により報告を求める場合は、報告を求める事項とともに当該報告をすべき期限を明示するものであるが、第1項の「報告をせず」とは、この報告すべき期限までに当該報告をしない場合をいう。「虚偽」とは、一般には、客観的な事実に対して、真実又は真正でないことをいうが、意識的に不真実又は不真正ならしめる場合をいうことが多い。したがって、例えば、認定計画につき変更の認定を受けることなく内容の異なる事業を行っている者が、第12条の規定による報告徴収に対して、当該認定計画につじつまを合わせ、客観的な真実の事実と反することを認識して報告をした場合には、「虚偽の報告をした」という場合に該当する。報告が法人の代表者名によってなされる場合でも、真正な報告徴収を担保するため、行為者を処罰することとしている。

(第2項)

違反行為をした者のみならず、違反行為をなさしめた法人又は人（事業主等）に対しても、同様の罰金を科する旨の両罰規定である。我が国の刑事法は、犯罪の行為者である自然人を処罰するという考え方を原則としている。しかし、行政法規の場合には、違反行為を行った者を罰するほか、その行為者と法人又は事業主との関係から、その法人又は事業主に対しても同様の刑を科する両罰規定を設け、適正な報告の徴収を実現することにより的確な行政運営に資することとしているのが通例であり、本法においても同様な観点から、本項においてこれを定めたものである。